

否認権についてのおさらい(ある裁判例を題材に)

山内 邦昭
Kuniaki Yamauchi

PROFILEはこちら

1 はじめに

破産、民事再生といった法的倒産手続を論じるにおいて、切っても切れない関係にあるのが、「否認」あるいは「否認権」です。

特に、ある債務者に対して債権を有する債権者の立場に立ってみれば、債務者が経営の危機に瀕していることを知ったとすれば、どういったことを考えるでしょうか。おそらく大部分の債権者は、何とか自分は損をしないようにと、我先にでも債権回収をしたいと考えられるのではないのでしょうか。

何も無い時には、当然、熱心な権利行使をする債権者こそが保護されてしかるべきです。翻って、債務者の経営状態が悪化しているときにそのような自由な債権回収を認めていては、結局、早い者勝ちを助長し、その後引き続き法的倒産手続の実効性を失わせ、ひいては誰もそのような手続に服することはなくなります。

そこで、法律は、こうした債権回収行為に一定の歯止めをかけ、逸出した財産を財団に戻させ、以て債権者全員に対する弁済原資とする制度を設けています。これが「否認」のうち、一般に偏頗(へんぱ)行為否認と呼ばれるものです¹。

本稿では、基本的なところから、再度偏頗行為否認についておさらいした上で、近時出された要注目の裁判例を検討したいと思います。

2 偏頗行為否認と注意点

(1) 偏頗行為とは

偏頗行為とは、読んで字のごとく、「かたよった」行為のことであり、特定の債権者のみに対する不公平な行為をいいます。具体的には、弁済(本旨弁済を含む)、担保提供等がこれに当たります。

基本的な行為類型は、破産法162条1項1号に規定がありません。

すなわち、

- ① 債務者が支払不能になったあと又は破産手続開始の申立てがあった後にされた
- ② 既存の債務に対する担保の供与又は債務の消滅に関する行為
- ③ 債権者が債務者の支払不能もしくは支払停止または破産手続開始の申立てがあったことを知っていたこと(悪意)

という要件を満たす行為が対象となります。

その上で、偏頗行為の中でも非義務行為(破産者の義務に属せず、またはその時期が破産者の義務に属しない行為)については、若干異なった定め方がされています(破産法162条1項2号。後述します。)

こうした要件に該当する弁済等は、事後に、破産管財人によって、その効力が否定され、債権者は、せっかく受け取った経済的利益を後から返さなければならないこととなります²。

1:このほか、全ての一般債権者との関係に着目し、責任財産を減少させる行為を対象とする詐害行為否認と呼ばれるものもありますが、本稿ではこちらは取り上げません。

2:なお、民事再生法、会社更生法でも同様の規律があり、その場合には権利行使の主体が変わるなど特殊な点がありますが、一旦割愛します。

上記のような要件は、原則として、弁済等の効力を否定しようとする破産管財人が主張・立証しなければなりません。

(2) 非義務行為について

非義務行為とは、債務者の義務ではない行為であり、具体的には、①行為自体が義務ではないもの、②行為の時期が義務ではないもの、③行為の方法が義務ではないものの3種類があります。典型的には、それぞれ、義務なくして行う担保の供与、期限前弁済、代物弁済があるとされます。

こうした非義務行為は、上記の要件に関して若干特殊な点があります。すなわち、①、②については、支払不能前30日以内にされた行為も否認の対象となります(破産法162条1項2号)。また、①～③の行為の相手方の債権者は、債務者が支払不能または支払停止、あるいは破産手続開始申立てがあったことを知っていたものと推定されます(法律上の推定として立証責任が転換されます)。簡単に言えば、債務者がしなくてもいいことをしている場合には、厳しく扱われるということです。

(3) 支払不能と支払停止について

以上をお読みになって、否認を画する要素として、「支払不能」、「支払停止」という概念が重要であることに気づかれたと思います。この概念は、否認に限らず、倒産法制度全体を貫く概念ですので整理いたします。

まず、支払不能とは、「債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態」をいいます(破産法2条11項)。ここで大事な点は、支払不能という概念は、弁済することができないという客観的な経済状態を指すということです。つまり、債務者がいくら主観的に大丈夫だと思っても、または、債権者がもしかしたら今後支援してやろうと思っても、客観的に債務を一般的かつ継続的に弁済できない状態に陥っていれば該当するということです。ごく簡単な例でいえば、とある

会社において、メインバンクが融資を打ち切り、資金繰りが立ち行かなくなる状態が確定したとします。このとき、たとえ当該メインバンクが、もし状況が好転したら喜んで融資を再開してもいいと主観的に思っていたとしても、そう思っているだけではだめで、実際に融資を再開した状態にならない限りは、支払不能に該当してしまうということです。

次に、支払停止とは、支払不能であることを債務者自身が外部に表示する行為です。これは、債務者自身の主観的態度・行為であり、債務者の経済状態とは必ずしもリンクしません(経済状態が悪くないのにそうした行為をする場合も想定はしづらいですが)。典型的な例としては、代理人弁護士を受任通知や、夜逃げなどです(なお、受任通知に関しては、近時よく見られるいわゆる私的整理手続における「一時停止の通知」がこうした支払停止に該当するかが議論されておりますが、本稿では割愛いたします)。

3 裁判例について

(1) はじめに

以上を前提に、否認権との関係で興味深い裁判例が最近出されましたので、ご紹介いたします。

東京地方裁判所令和2年1月20日判決(金融法務事情2147号68頁。以下「本件判決」といいます。)では、まさに、こうした否認権との関係で、偏頗行為の相手方となった取締役の責任までが問題となった事案です。

(2) 本件判決の事案について

原告(X)となったのは、ある法人Z株式会社(以下「破産者」といいます。)の破産管財人です。

被告は、Y1株式会社(以下「被告会社」といいます。)と、その代表者Y2(以下「被告代表者」といいます。)です。以下両者を合わせて「被告ら」といいます。

判決で認定された事実等を基にした時系列としては、以下のとおりであり、事案としては比較的シンプルです。

年月日	事実
H29.8.18	被告会社から破産者に対し 3000 万円貸付け（「本件貸金」）。利息は 20%（注：利息制限法の上限利率は 15%（同法 1 条 3 号）ですので、利息制限法違反の貸付けだったこととなります。）、弁済期は H30.8.17。 同日、被告会社から破産者に対し 2400 万円を交付（利息天引き）。
H29.12	破産者が取引銀行から新規融資の打切りを通告される。同月末を以て資金ショートすることが確実となる。
H29.12.18	破産者にて取締役会が開催され、同月末日で全従業員を解雇し、破産者代表者以外の全役員が退任することとされた。
H29.12 下旬	合同会社 C の代表者 D（これまでに事業再生案件を手掛けてきた者とされています）が破産者に執行役員として入社。 D は新規事業立上げにより破産者の再生が可能であると判断。
H30.1 月初	D が本件貸金の存在を認識。 たまたま、D が被告らの背後の某人物（A 氏）を知っていたことから、被告会社を介して A 氏から追加融資を引き出せると考え、被告らに 1 億円の追加融資を求めた。 被告代表者は、本件貸金の弁済がされ、新規事業の準備が整えば、1 億円の融資をすると回答。
H30.1～	D が債権者との間で債務整理の交渉を進める。 しかし、特に B 社という債権者が、破産申立てを示唆するなど強硬な姿勢を示しており、苦戦。
H30.1.19	D の指示により、破産者から Y1 に対し本件貸金の弁済として 2800 万円を（期限前）弁済 ³ （「本件支払い」。当時の破産者の預金総残高は約 3130 万円）。
H30.2	A が 1 億円の融資を了解。Y2 から融資の打診が何度も来るようになる。 しかし、D は債務整理の交渉がまとまらないこと等を理由に、これを拒否していた（その背景には、融資に際して D の個人保証を求められる可能性があったことなどが認定されています。）。
H30.3.20 頃	B 社が一旦態度を軟化させる。D は、5 月頃の債務整理取りまとめを志向して交渉を継続。
H30.5.22	破産者について破産手続開始決定（債権者 B 社による破産申立て）。

3:240万円が元本の支払いに充当されたと解されるため、2800万円のうち40万円はいわゆる過払いとなります。利息制限法2条参照。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみを依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(3) 原告の被告らに対する請求と主な争点

ア 原告の被告らに対する請求内容

① 不当利得返還請求

被告会社に対しては、否認権行使に基づく返還請求、被告代表者に対しては、被告会社に係る法人格否認の法理を主張して、被告会社と連帯して上記債務に係る請求をしています。

② 不法行為に基づく損害賠償請求

被告らに対し、共同不法行為に基づく請求をしています。

③ 会社法429条1項に基づく損害賠償請求

被告代表者に対し、取締役としての任務懈怠に基づく請求をしています。

イ 争点

① 破産者の支払不能について被告会社が善意であったか(破産法162条2項2号の推定が覆るか)どうか。

② 被告らにつき法人格否認の法理が認められるかどうか。

③ 被告らが本件支払いを受けたことが不法行為を構成するか。

④ 被告代表者が会社法429条1項の損害賠償責任を負うか。

このうち、法人格否認の法理とは、株式会社と株主とは別の法人格であるところ、こうした法人格の独立性を形式的に貫くことが場合により正義・衡平に反する場合に、当該事案について会社の法人格の独立性を否定し、会社と株主とを同一視して解決を図る法理です(一般的に会社の法人格を失わせるものではなく、事案において相対的にそのように扱われるということです)。本稿の趣旨とは若干離れるところでもあり、また結論的には当該法理の適用は本件判決でも否定されていますので、この点は割愛いたします。

(4) 裁判所の判断

ア 争点①について

まず、2(2)で述べたとおり、期限前弁済といった非義務行為がなされた場合には、その相手方たる債権者は、債務者の支払不能等について悪意であったと(法律上)推定されます。

しかるに、本件では、こうした推定を覆すだけの具体的な事実が証拠から認定されず(なお、被告代表者は尋問にも出てこなかったようであり、この点も考慮されていると思われる)、推定は覆りませんでした。

なお、本件において否認の対象となる行為は、平成30年1月19日になされた本件支払いであるところ、裁判所は、同日において(も)破産者が支払不能であったと認定しています。この点、2(3)で述べたとおり、支払不能とはあくまでも客観的に決せられるところ、本件でいえば、支払不能は遅くとも平成29年12月末日には発生していたと解されます。そして、その後経営状態が改善したといった客観的事情も認められないことから、上記の認定は妥当なものと考えられます。

イ 争点③について

原告の主張は、「原告から否認されるような本件支払いを被告会社が受けたことは破産者に対する不法行為を構成する。」というものです。

これに対しては、もちろん被告らは争っており、裁判所の判断は、概ね以下のとおりです。

結論:否定(ただし、「債権者においてその権利を濫用し、他の債権者を害する意図で殊更に弁済を受けたというような特段の事情がある場合を除く」という留保が置かれています。)

理由:破産手続開始決定がされた後に破産管財人から実際に否認権行使の意思表示がされるまでは、否認権行使の対象となる行為も有効なものとして存在する。とりわけ否認権行使の対象が弁済である場合には、債

務者においては弁済の義務を負い、債権者においては債権行使の権利を有している以上は、否認権行使が対象になることはさておき、弁済を受けたこと自体が即座に違法であるとは評価できない。

つまり、債権行使は債権者の権利である以上、それが否認権の対象となることはあっても、だからといって直ちに債務者の権利利益を害する行為ではないという判断です。

ウ 争点④について

この点に関する裁判所の判断は、以下のとおりです。

結論:肯定

理由:否認権行使の対象となる行為をすることは、破産者の他の債権者との関係では、破産法の規律に違反する行為である。

否認権行使が認められるとなれば、訴訟等の対応のための費用を要するだけでなく、悪意の受益者として法定利息の支払いをも余儀なくされるから、取締役は、会社をして否認権行使の対象となる行為をさせないようにすべき善管注意義務を負っていた。

そのため、法令遵守義務ないし善管注意義務に違反し、任務懈怠があり、かつ悪意又は重過失によって任務懈怠行為に及んだと認められるならば、損害賠償義務が生じる。

ここでいう悪意又は重過失の対象は、否認権行使の対象となる行為をさせたこと、実質的には破産者が支払不能であったことの認識にかかっている。

破産法162条2項2号による推定の効力は、自由心証主義を背景にした事実上の効果として、会社法429条1項の悪意にも及ぶものと認められる。

(5) 考察等

2で述べた点からすれば、本件において支払不能該当性や否認権行使が認められるのは、自然な判断であるといえましょう。

しかし、その点を越えて、弁済を受けたことについて債権者の代表取締役までもが法的責任を負うことについては、どう考えればよいでしょうか。

この点、確かに、会社法上の善管注意義務は、あらゆる法令遵守を求めていることは会社法の解釈上争いのないところで、偏頗行為が破産法に反する行為であるとするれば、善管注意義務違反となるという道理は一見分かりやすいようにも思われます。しかし、一方では上記のとおり弁済を受けることは不法行為ではない、その理由は、債権行使は債権者の権利であって、否認権行使の対象行為であるかどうかとは別論である、との判断もされているところである中で、他方では会社法上の損害賠償責任を負うというのでは、均衡を失するのではないか、あるいは、そもそも否認権行使の対象となる行為を善管注意義務違反と構成すること自体適切かどうかという考え方もあり得るところです。確かに、本件では、明らかに利息制限法違反の貸付けとこれに対する弁済がされているという点では、特殊な要素があった点は否めませんが、本件判決の判旨からは、そうした特殊性が判断に影響したか(裁判例の射程を限定するのか)どうかについては少なくとも明示的には言及されていないところです。

また、破産法162条2項2号による推定の効力が、事実上の効果として、会社法429条1項の悪意にも及ぶものと認められるという点については、結局のところ、こうした破産法上の支払不能等の推定が働く事案では、取締役の善管注意義務違反に対する悪意も認められる方向に傾くということになりますが、相手方が支払不能であるという事実の認識と、自らが任務懈怠をしていることの認識が直ちに同視できるのかどうかもまた、一考に値すると思われれます。

本件判決は一審だけで確定しています。この判断をどこまで

一般化できるかについては疑問の余地もありますが、弁済を受ける側としては、その債権行使の態様次第では取締役の個人責任まで問題になる可能性が否めないということで本件判決を意識しておく必要はありますし、破産管財人としても、事案

によっては債権者の取締役に対する責任追及が選択肢に入る場合も出てくるでしょう。その意味において、債権者・債務者双方において注意が必要である事案であることは間違いないでしょう。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)